

# 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、VTホールディングス株式会社と称し、英文ではVT HOLDING S CO. , LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 四輪自動車、二輪自動車、その他各種輸送用機器の製造、販売及び賃貸。
  - (2) 原動機、自動車部品、自動車用品及び鉱油類の販売。
  - (3) 前各号に掲げる機器の修理。
  - (4) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに損害保険代理業務。
  - (5) 自動車のレンタル及びリース業。
  - (6) 生命保険の募集に関する業務。
  - (7) 不動産の賃貸借、売買及び管理。
  - (8) 有価証券の取得及びその保有。
  - (9) 融資、債務の保証等の信用供与及びその斡旋。
  - (10) 債権買取り及びその斡旋。
  - (11) 金銭貸付業務。
  - (12) 各種動産の賃貸借。
  - (13) 企業の合併並びに技術、販売、資本等の提携の斡旋。
  - (14) フランチャイズチェーンシステムによる建築工事業の運営。
  - (15) 建築工事の設計、施工並びに請負。
  - (16) 家屋の建売業。
  - (17) 宅地建物取引業。
  - (18) 旅行業法に基づく旅行業。
  - (19) 航空運送取扱業。
  - (20) カルチャースクールの経営。
  - (21) 株式投資家を対象とする株式取引の指導教室の運営。
  - (22) 電力制御機器装置及び周辺機器の製造、販売
  - (23) 医療に関するコンサルタント業務
  - (24) 家具及び雑貨の通信販売
- 2 当社は、前項の目的のほか、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 四輪自動車、二輪自動車、その他各種輸送用機器の販売及び賃貸。
  - (2) 原動機、自動車部品、自動車用品及び鉱油類の販売。
  - (3) 前各号に掲げる機器の修理。
  - (4) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに損害保険代理業務。
  - (5) 自動車のレンタル及びリース業。
  - (6) 生命保険の募集に関する業務。
  - (7) 不動産の賃貸借、売買及び管理。
  - (8) 有価証券の取得及びその保有。
  - (9) 株式公開に関する研究及び指導業務。

- (10) 企業の合併並びに技術、販売、資本等の提携の斡旋。
- (11) 経営コンサルタント業務。
- (12) 経営上必要と認めた他の会社、組合等に対する投資。
- (13) 前各号に関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、169,800,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社に於いてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会に於いて定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会に於いてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会に於いて選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
  - 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

- 第20条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会規程）

- 第21条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会に於いて定める取締役会規程による。

（取締役会の招集権者及び議長）

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会に於いてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

- 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

- 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会に於いて定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

#### 附則

監査役の責任免除に関する経過措置

当会社は、第42期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2005年6月28日	第2条および第4条を改定
2006年6月29日	会社法の施行により全面見直しによる改定
2009年6月26日	決済合理化法の施行に伴う改定
2014年4月1日	株式分割に伴う改定
2014年6月24日	第26条第2項の新設
2016年6月28日	本店移転、責任限定契約の対象者拡大に伴う改定
2018年6月26日	監査役員数の変更
2021年6月29日	事業目的の追加
2022年6月29日	電子提供措置等に伴う改定
2024年6月27日	監査等委員会設置会社移行に伴う改定